

## 京丹後市都市拠点公共施設整備基本計画策定検討会議設置要綱

## (設置)

第1条 京丹後市総合計画及び京丹後市都市計画マスタープランに掲げる都市拠点内の公共施設整備に向け、京丹後市都市拠点公共施設整備基本計画を策定検討するために、京丹後市都市拠点公共施設整備基本計画策定検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第2条 検討会議の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 都市拠点公共施設整備基本計画の策定に関すること。
- (2) 前号に定めるもののほか、都市拠点公共施設整備に関すること。

## (組織)

第3条 検討会議は、委員10人以内で組織し、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 京丹後市区長連絡協議会の委員
- (2) 社会福祉団体その他公共的団体等の代表者又は役職員
- (3) 京丹後市子ども未来まちづくり審議会の委員
- (4) 京丹後市文化芸術振興審議会の委員
- (5) 京丹後市図書館協議会の委員
- (6) 知識経験を有する者
- (7) 前各号に定めるもののほか、市長が特に適当と認める者

2 市長は、必要に応じて、第2条に掲げる所掌事項に関し助言等を行うオブザーバーを置くことができる。

## (任期)

第4条 委員の任期は、市長が委嘱した日から1年以内とする。ただし、市長が必要と認めるときは、その任期を延長することができる。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (委員長及び副委員長)

第5条 検討会議に委員長1人及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、検討会議を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、

その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会議の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 検討会議は、委員定数の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 検討会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、検討会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 検討会議の庶務は、市長公室政策企画課都市・地域拠点整備推進室において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年7月10日から施行する。

(最初の検討会議の招集)

2 第3条第1項に規定する委員をもって組織される検討会議の最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。